

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第114号「安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第115号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第116号「市道の路線廃止の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第117号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」及び議案第125号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」につきましては、施工中の同工事において、既存の契約金額に2,366万1,000円を増額し、変更後の契約金額を3億6,466万1,000円とするため、増額の変更契約を結びたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

変更工事の主な概要につきましては、災害復旧工事の施工に伴い、のり面工において、施工範囲上部等に不安定な土塊が新たに確認され、崩壊の危険性が高いことから、これを除去し、のり面保護工及びそれに伴う残土運搬費を追加するもの。また、当初施工範囲ののり面において、のり面整形したところ、斜面のところどころに崩土が堆積していたことから、堆積土の除去及び残土運搬費を追加するものでございます。

国との協議が調い、11月30日に高知県知事の変更同意は得ております。

以上で、提案をいたしました案件の説明といたします。予算案件は、後刻担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長　企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長　議案第125号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、684万6,000円の追加でございます。

2ページをお開き願います。歳入の補正につきましては、全額国庫補助金を計上しております。

6ページをお開き願います。歳出の補正につきましては、3款、民生費の2項2目、児童対策費のひとり親世帯臨時特別給付金として、給付金及び事務費を計上するものでございます。

当該給付金につきましては、感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯において、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、国の第2次補正に伴い、本年7月の補正予算に計上していたものでございますが、この度、国の予備費により再支給されることとなったため、市も追加補正いたすものでございます。

対象者は、既に給付金を支給された方ではありますが、家計の急変により、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方で、給付の手続をされていない方につきましては、前回分と今回分を合わせて支給するものでございます。給付額は、前回の基本給付と同様、1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円でございます。補正額につきましては、既決予算の残額と今回見込額を調整の上、予算計上しております。

以上で、補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いいたします。

○尾原進一議長　これよりこれら2件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番　小松進也議員。

○3番（小松進也議員）　議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」について質問いたします。

安芸ノ川線は当初議案にもあったように、30年災害による復旧工事が多く、工期的にも逼迫した場所であること、この請負契約変更により、国の査定やコロナ禍などで工期が圧迫すると思うが、当初の予定工期内で周辺災害復旧工事に影響なく完了するのをお聞きいたします。

続きまして、議案第125号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」について質問いた

します。補正予算書、福祉事務所、3款2項2目、児童対策費、ひとり親世帯臨時特別給付金、補正予算額684万6,000円についてお聞きいたします。

1つ、先ほども説明にありましたが、ひとり親世帯への再支給の条件・内容は当初と変更はないのか。また当初の支給状況をお聞きいたします。

2つ目、当初の6月時点、7月給付分からですが、と12月時点での対象世帯の変更はあるのか。

3つ目、新たに対象になった方の把握や呼びかけ、情報提供はどうなっているのか、をお聞きいたします。

4つ目、給付金の申請から給付までの流れと申請期間、支給日をお聞きいたします。

5つ目、当初の支給を受けている方は、自動給付とお聞きいたしましたが、誤給付した場合、その世帯が誤って使用した後に返還要請をすれば、資力が少ない方には大きな負担を負わすことになるので、その誤給付対策や確認事項をお聞きいたします。

○尾原進一議長 建設課長。

○五百蔵優吉建設課長 議案第124号につきまして、3番議員の御質問にお答えいたします。

まず、提案しております「30 災第 1189 号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事」の位置は、本議会に補正予算計上いたしました、安芸ノ川線地すべり災害調査委託費と、仮設橋等応急工事を要する状況となった、「30 災第 1190 号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事」の下流側、約 600 メートルに位置する工事で、他の工事の影響を受けることなく、施工できる状況下にあります。

次に、議案書最終ページののり面工展開図をお開き願います。

この工事は、青色で示す施工範囲上部等に不安定な土塊が新たに確認され、崩壊の危険性が高い状況にありました。赤色で示す範囲の施工方法については、国との協議を要したことから、青色で示すのり枠工の枠の部分施工した状態で、一時中止の措置を取っている状況です。

国との協議が整い、施工できる状況となりました。

今後、青色で示すのり枠内の植生材吹きつけと、追加施工しようとする、赤色で示すのり面工の施工を予定しており、令和3年3月20日を完成期限として、年度内に完成させる予定です。

以上です。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎美佳福祉事務所長 小松進也議員の御質問にお答えいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給の条件につきましては、本年6月に児童扶養手当の支給を受けている世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少した世帯で、既に1回目の臨時特別給付金の基本給付を受けている世帯です。

また、まだ基本給付の申請を行っていない世帯で、今後基本給付の申請を行う世帯は、再支給分についても併せて申請を行うことで、支給の対象となります。

内容ですが、先ほど企画調整課長も申しましたが、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円が加算されます。お子様が1人の世帯は5万円、2人の世帯は8万円、3人の世帯は11万円の給付額となります。

当初、1回目との変更点でございますが、1回目の給付につきましては、基本給付を受ける世帯のうち、コロナの影響で収入が減少した世帯には、申請をいただいて1世帯5万円の追加給付がございました。今回は基本給付の再支給でございます、追加給付はございません。

当初1回目の給付状況につきましては、基本給付の対象が168世帯、支給額は1,086万円。追加給付の対象は61世帯、305万円を支給しております。

世帯の変更点でございますが、1回目の基本給付の支給を受けた世帯168世帯はそのまま対象でございます。

あと、先ほども申しましたが、当初の申請をまだしていない方も、当初分も再支給分も、併せて申請していただいて、コロナの影響で収入が基準以下になった場合などは対象となりますので、世帯数は若干増えることを見込んでおります。

周知の方法ですが、1回目の対象となった方には全員個別に通知いたします。新たに対象となる方への周知ですが、給付金の内容につきまして、ホームページ、フェイスブックで発信するとともに、1月の広報へチラシを折り込みます。また、児童扶養手当が全額停止になっている世帯などで、市が把握している世帯につきましては、周知のチラシを個別に送付いたします。

また、新たにひとり親になった方で、各種手続に窓口に来られたときなどは、個別に御案内いたします。

給付金の申請から給付の流れ、申請期間、支給日ということでございますが、既に1回目の給付金の基本給付を受けている世帯には、申請は不要でございます、年内12月25日に支給する予定でございます。また申請が必要な世帯につきましては、申請を受け付けてから、審査など行いますので、約2週間から1か月で支給する予定でございます。申請期限は、令和3年3月1日です。

誤給付、誤って給付した場合ということでございますが、1回目の給付金支給につきまして、誤って支給した事例は現在のところございません。1回目の給付金を受けた後、支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合、例えばパートナーとかができまして、ひとり親でなくなった場合につきましても、今回の再支給分につきましては、対象となっているため、返還する必要はございません。ただ対象となる世帯で再支給を希望されないという場合は、受給拒否の申し出を市のほうに提出していただいて、返還していただくことになりまして、その旨を個別の通知にも記載しております。

今後例えば、支給要件の一つであります児童扶養手当の受給につきまして、遡って所得オーバーなどが判明した場合では、返還を求めていくことになります。

返還金は、基本的には1回で返還していただくことになりますが、厳しい世帯につきましては納付相談の機会を設け、早期に全額返還していただくようにいたします。

申請が必要なケースにつきましては、窓口で丁寧に説明し、聞き取りを行い、申請受付から審査、給付の事務を着実に実施していきたいと考えております。以上です。

○尾原進一議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって、これら2件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第125号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第126号「介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善を求める意見書」から議案第128号「新型コロナ禍のもとで、学校現場が一層混乱する「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める意見書」までの3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら3件について、提案理由の説明を求めます。

10番　川島憲彦議員。

○10番（川島憲彦議員）　議案第126号「介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月21日

発議者　安芸市議会議員　川　島　憲　彦

賛成者　安芸市議会議員　千光士　伊勢男

案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善を求める意見書（案）